朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正の概要

## 1. 改正理由

平成30年3月1日に告示された朝霞都市計画地区計画において、新たに根岸台三丁目地区が追加され、地区整備計画が定められたことに伴い、建築基準法第68条の2に基づき、当該地区整備計画のうち以下の内容について、朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成3年朝霞市条例第10号。以下「条例」という。)で制限として定めるために改正を行います。

## 2. 条例改正の内容

- (1)新たに加える地区 根岸台三丁目地区地区整備計画区域
- (2) 新たに条例に加える制限内容
  - ・建築物の用途の制限(現在の条例に制限項目あり)
  - ・建築物の容積率の最高限度(現在の条例に制限項目なし:新規)
  - ・建築物の敷地面積の最低限度(現在の条例に制限項目あり)
  - ・建築物の高さの最高限度(現在の条例に制限項目なし:新規)
- (3) 罰則対象者の整理
- (4) 文言見直し
- 3. 施行日

平成30年12月18日